

10年間さかのぼって納められるのは
あと2か月だけ！

国民年金保険料 後納制度

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付できませんでしたが、9月30日(水)までは、過去10年さかのぼって納付できます。

後納制度を利用することで年金額が増額できたり、受給資格期間25年(300月)を確保できたりする場合があります。

利用できる人

- ① 20歳以上60歳未満の人
10年以内に保険料の納め忘れの期間(全額免除、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を除く)や未加入期間がある人
 - ② 60歳以上65歳未満の人
 - ③ 65歳以上の入中の人など
- 年金の受給資格がなく任意加入中の入中の人など
- ※老齢基礎年金を受給している人などは対象になりません。

〈注意〉

- 後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めます。
- 過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額が付きます。
- 一部免除で未納となっている期間の後納保険料は、一般の未納期間と同じ1か月分の保険料が必要となります。
- 日本年金機構(佐原年金事務所)への申し込みが必要です。審査に時間がかかる場合があります。ため、期限に余裕をもって申し込んでください。

申し込み・問い合わせ先
日本年金機構(佐原年金事務所)

☎ 0478・54・1442

国民年金保険料専用ダイヤル
(問い合わせのみ)

☎ 0570・011050

「年金情報流出」を口実にした 犯罪に注意しましょう！



日本年金機構への不正アクセス事案を口実とし、職員を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や「流出した個人情報情報を削除してあげる」と持ち掛ける者が現れていますので注意しましょう。

自分の情報が流出していないかなど、心配な場合は専用電話窓口または最寄りの年金事務所に相談してください。

〈注意〉

- 日本年金機構から、この件で電話やメールで連絡することは一切ありません。なお流出が確認された人への新しい基礎年金番号は、郵送で通知します。
- 日本年金機構が、この件でお金やキャッシュカードを要求することは一切ありません。
- 日本年金機構が、この件で現金自動預払機(ATM)の操作を依頼することは一切ありません。

問い合わせ先

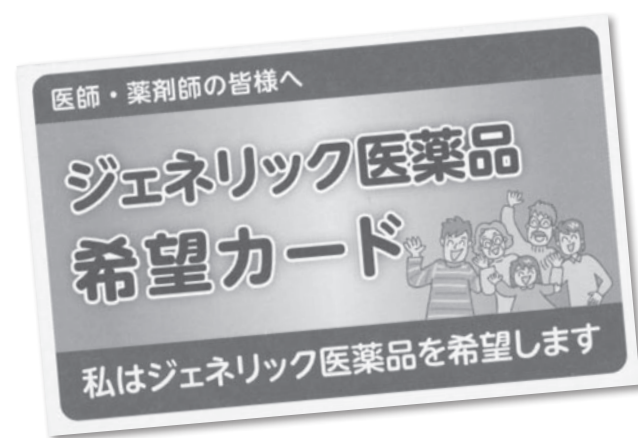
日本年金機構専用電話窓口(☎0120-818211)

活用しましょう 「ジェネリック医薬品希望カード」

ジェネリック医薬品とは、新薬よりも安価でありながら、同じ主成分で製造され、安全性や効き目がほぼ同等と認められている後発医薬品のことです。ジェネリック医薬品を利用することにより、医療費の節減につながります。

この医薬品への変更を希望する場合は、ジェネリック医薬品希望カードを提示し、医師または薬剤師に相談してください。

※ジェネリック医薬品がない治療薬もあります。



配布場所

保険年金課、海上支所、飯岡支所、干潟支所

問い合わせ先

保険年金課国民健康保険班(☎62-5331)